東広島市土砂埋立行為の保証金に関する質権設定契約実施要領

（目的）

第１条　この要領は、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成２５年東広島市条例第３６号。以下「市小規模埋立条例」という。）第９条第３項（第２２条第４項、第２４条第３項及び第２５条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成２９年東広島市条例第４８号。以下「市適正実施確保条例」という。）第１０条第３項（第１７条第３項、第１９条第３項及び第２０条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、市と土砂埋立行為の許可、変更の許可若しくは譲受の許可に係る申請をした者又は土砂埋立行為の地位の承継の届出をした者（以下「申請者等」という。）が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（金融機関）

第２条　申請者等が、市小規模埋立条例第９条第２項（第２２条第４項、第２４条第３項及び第２５条第３項において準用する場合を含む。以下同じ）又は市適正実施確保条例第１０条第２項（第１７条第３項、第１９条第３項及び第２０条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により定めた保証金を定期預金により預け入れする金融機関は、申請者等に対する債権を有しない金融機関に限るものとする。

　（質権設定契約書）

第３条　市小規模埋立条例第９条第３項の規定に基づき、市と申請者等が締結する質権設定契約は、定期預金質権設定契約書（市小規模埋立条例）（別記様式第１－１号）によるものとする。

２　市適正実施確保条例第１０条第３項の規定に基づき、市と申請者等が締結する質権設定契約は、定期預金質権設定契約書（市適正実施確保条例）（別記様式第１－２号）によるものとする。

　（金融機関の承諾等）

第４条　申請者等は、市小規模埋立条例第９条第３項又は市適正実施確保条例第１０条第３項の規定に基づき、市を質権者とする質権設定に対し、当該金融機関の承諾を得なければならない。

２　申請者等は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書に公証人法（明治４１年法律第５３号）第１１条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付を取得しなければならない。

　（利息の取扱等）

第５条　市小規模埋立条例第９条第３項又は市適正実施確保条例第１０条第３項の規定に基づき、市と申請者等が締結する質権設定契約において、市が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

２　土砂埋立行為の完了前に、市小規模埋立条例第９条第１項（第２２条第４項、第２４条第３項及び第２５条第３項において準用する場合を含む。）又は市適正実施確保条例第１０条第１項（第１７条第３項、第１９条第３項及び第２０条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき預け入れされた定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

　（預り証）

第６条　市小規模埋立条例第９条第３項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が申請者等から定期預金証書を預かったときは、申請者等に預り証（市小規模埋立条例）（別記様式第２－１号）を交付するものとする。

２　市適正実施確保条例第１０条第３項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が申請者等から定期預金証書を預かったときは、申請者等に預り証（市適正実施確保条例）（別記様式第２－２号）を交付するものとする。

　（質権の実行）

第７条　市小規模埋立条例第１０条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保証金を同項に規定する経費に充てようとするときは、申請者等が保証金を預け入れした金融機関に対して、市小規模埋立条例第９条第３項の規定により設定した質権を実行する旨を定期預金質権実行通知書（別記様式第３－１号）により通知し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払戻を受けるものとする。

２　市適正実施確保条例第１１条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保証金を同項に規定する経費に充てようとするときは、申請者等が保証金を預け入れした金融機関に対して、市適正実施確保条例第１０条第３項の規定により設定した質権を実行する旨を定期預金質権実行通知書（別記様式第３－２号）により通知し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払戻を受けるものとする。

　（質権設定契約の解除）

第８条　市小規模埋立条例第９条第３項又は市適正実施確保条例第１０条第３項の規定により締結した質権設定契約を、市小規模埋立条例第２８条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は市適正実施確保条例第２２条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により解除するときは、申請者等が第６条の規定により交付した預り証を添付した定期預金証書返還請求書（別記様式第４号）を市に提出し、定期預金証書の返還を受けるものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

別記様式第１－１号

定期預金質権設定契約書（市小規模埋立条例）

東広島市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり定期預金質権設定契約を締結する。

第１条　乙は甲に対し、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成２５年東広島市条例第３６号。以下「条例」という。）第９条第３項（第２２条第４項、第２４条第３項及び第２５条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、乙が東広島市

　　　　　で行う土砂埋立行為の適正な実施に対する保証金として、金　　　　　　　　円を負担していることを確認する。

第２条　乙は甲に対し、前条の保証金を担保するため、定期預金債権に質権を設定し、同預金証書を本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関から質権設定の承諾を得て、承諾書に公証人の確定日付を押捺の上、甲に引き渡すものとする。

第３条　前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第４条　本件土砂埋立行為の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が及ぶものとする。

第５条　本件土砂埋立行為につき、条例第１０条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の事由が発生したときは、甲は質権を実行し、預入先金融機関から預金債権の払戻しを受けることができる。

定期預金債権の表示

預入先　　　　　　　　　　　口座番号

金　　額

期　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

名義人

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

令和　　年　　月　　日

債権者（甲）　東広島市西条栄町８番２９号

　　　　　　　東広島市

　　　　　　　代表者　東広島市長　垣　德

設定者（乙）

上記債権質権設定を承諾した。

金融機関

別記様式第１－２号

定期預金質権設定契約書（市適正実施確保条例）

東広島市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり定期預金質権設定契約を締結する。

第１条　乙は甲に対し、東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成２９年東広島市条例第４８号。以下「条例」という。）第１０条第３項（第１７条第３項、第１９条第３項及び第２０条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、乙が東広島市　　　　　　　　　　　　　　　で行う土砂埋立行為の適正な実施に対する保証金として、金　　　　　　　　円を負担していることを確認する。

第２条　乙は甲に対し、前条の保証金を担保するため、定期預金債権に質権を設定し、同預金証書を本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関から質権設定の承諾を得て、承諾書に公証人の確定日付を押捺の上、甲に引き渡すものとする。

第３条　前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第４条　本件土砂埋立行為の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が及ぶものとする。

第５条　本件土砂埋立行為につき、条例第１１条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の事由が発生したときは、甲は質権を実行し、預入先金融機関から預金債権の払戻しを受けることができる。

定期預金債権の表示

預入先　　　　　　　　　　　口座番号

金　　額

期　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

名義人

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

令和　　年　　月　　日

債権者（甲）　東広島市西条栄町８番２９号

　　　　　　　東広島市

　　　　　　　代表者　東広島市長　垣　德

設定者（乙）

上記債権質権設定を承諾した。

金融機関

別記様式第２－１号

預　り　証（市小規模埋立条例）

定期預金証書１通

（内訳）

　預入先　　　　　　　　　　　口座番号

金　　額

期　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

名義人

　上記定期預金証書を、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例第９条第３項（第２２条第４項、第２４条第３項及び第２５条第３項において準用する場合を含む。）の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

東広島市西条栄町８番２９号

　　　　　　　東広島市

　　　　　　　代表者　東広島市長　垣　德

別記様式第２－２号

預　り　証（市適正実施確保条例）

定期預金証書１通

（内訳）

　預入先　　　　　　　　　　　口座番号

金　　額

期　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

名義人

　上記定期預金証書を、東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例第１０条第３項（第１７条第３項、第１９条第３項及び第２０条第３項において準用する場合を含む。）の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

東広島市西条栄町８番２９号

　　　　　　　東広島市

　　　　　　　代表者　東広島市長　垣　德

別記様式第３－１号

令和　　年　　月　　日

定期預金質権実行通知書（市小規模埋立条例）

　預入金融機関

　　　　　　　　　　　　　様

質権者

　東広島市長　垣　德

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例第１０条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり設定した質権を実行するため、貴行から預金債権の払戻を受けたく、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質権設定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 質権設定者 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） |  |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |  |
| 預金名義人 |  |
| 預金取扱店名 |  |
| 預金種類 |  |
| 口座番号 |  |
| 預入日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 満期日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 預金額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 質権実行額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 質権を実行する理由 |  |

　添付書類

　　１　預入金融機関からの質権設定承諾書の写し

　　２　市（質権者）と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し

　　３　質権実行額の積算根拠がわかる書類

別記様式第３－２号

令和　　年　　月　　日

定期預金質権実行通知書（市適正実施確保条例）

　預入金融機関

　　　　　　　　　　　　　様

質権者

　東広島市長　垣　德

東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する第１１条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり設定した質権を実行するため、貴行から預金債権の払戻を受けたく、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質権設定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 質権設定者 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） |  |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |  |
| 預金名義人 |  |
| 預金取扱店名 |  |
| 預金種類 |  |
| 口座番号 |  |
| 預入日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 満期日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 預金額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 質権実行額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 質権を実行する理由 |  |

　添付書類

　　１　預入金融機関からの質権設定承諾書の写し

　　２　市（質権者）と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し

　　３　質権実行額の積算根拠がわかる書類

別記様式第４号

令和　　年　　月　　日

定期預金証書返還請求書

東広島市長　様

設定者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　令和　　年　　月　　日付け指令東広　　第　　　号で許可を受けた次の土砂埋立行為について完了（廃止・譲渡・承継）しましたので、定期預金証書の返還を請求します。

　　１　土砂埋立区域の所在

　　２　定期預金債権の表示

　　　　預入先　　　　　　　　　　　口座番号

金　　額

期　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

名義人